

メタデータのオープン化に伴う JaLC 参加規約および運営規則の改正について

2019 年 10 月 1 日

ジャパンリンクセンター運営委員会

ジャパンリンクセンター（JaLC）運営委員会では、JaLC に登載されたコンテンツへのアクセス数を拡大させ、我が国の科学技術の進展に貢献するために、JaLC が保有するメタデータをオープン化することといたしました。これに伴い JaLC 参加規約および運営規則を改正いたします。

1. オープン化の背景

近年、海外の DOI 登録機関（RA）は、保有するメタデータのオープン化に積極的に取り組んでいます。一方、JaLC においては、これまで既存のサービスへの影響も考慮し、利用できるメタデータは「会員が提供したものおよびそれらと引用・被引用の関係にあるもの」、「会員が承諾したもの」に制限していました。JaLC 運営委員会では、この制限が我が国の学術情報流通が世界で遅れを取る要因の一つではないかと考え、メタデータのオープン化について検討し、実現に向け議論して参りました。これまでの経緯を以下に示します。

【メタデータのオープン化に向けた取り組み】

- ① 「ジャパンリンクセンター ストラテジー 2017-2022」の策定（2017 年度）
 - ・ JaLC ストラテジー
「DOI やメタデータがオープンに活用されることを推進します。」
 - ・ ストラテジーを遂行するためのアクション
「2. 外部機関とのメタデータ連携促進、メタデータ検索機能の充実、DOI の利用状況の提供に取り組みます。」
- ② 第 1 回 JaLC 会員へのアンケート（2017 年 12 月実施）
- ③ JaLC 関係者会議（2018 年 11 月開催）
- ④ 第 2 回 JaLC 会員へのアンケート（2019 年 1 月実施）

②～④では、「積極的にメタデータを公開するべき」といったオープン化に積極的な意見が圧倒的に多く挙げられました。そのため、JaLC 運営委員会では抄録を含めたメタデータのオープン化については会員からほぼ同意を得られたと判断いたしました。

2. オープン化のメリット

JaLC が保有するメタデータをオープン化するメリットは、次を想定しています。

- ・ 文献検索サービス等にメタデータが登載されることで、DOI を登録したコンテンツへのアクセス数の増加が期待されること。
(例) 文献検索サービスやディスカバリーサービス等にメタデータが登載されることでリンク先が増え、アクセス数が増加する。
- ・ メタデータが流通することで、これまで想定されていなかったメタデータの利活用が生まれ、新たなサービスの創出につながること。

また、世界最大の RA である Crossref は、すでにメタデータを公開しており、他のメタデータと組み合わせ精度を向上させた検索サービス (Metadata Search) や被引用数のカウント (Cited-by) 等、様々なサービスを提供しています。

さらに研究データに DOI を登録している DataCite は、保有するメタデータを Crossref と共有し論文データと研究データとを紐づけるサービス (Event Data) を提供しています。

3. オープン化するメタデータの範囲・利用条件

オープン化するメタデータの範囲は、JaLC 正会員が JaLC システムに登録する全てのメタデータです。具体的には以下の No①～④を示します。

【オープン化するメタデータ】

データ No	データ名
①	書誌データ(標題、著者、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN 等)
②	URI
③	引用情報 (引用文献や引用データ等の引用に関する情報)
④	抄録

※JaLC 参加規約では、①～③を総称して「書誌データ等」といいます (第 1 条第 1 項)。

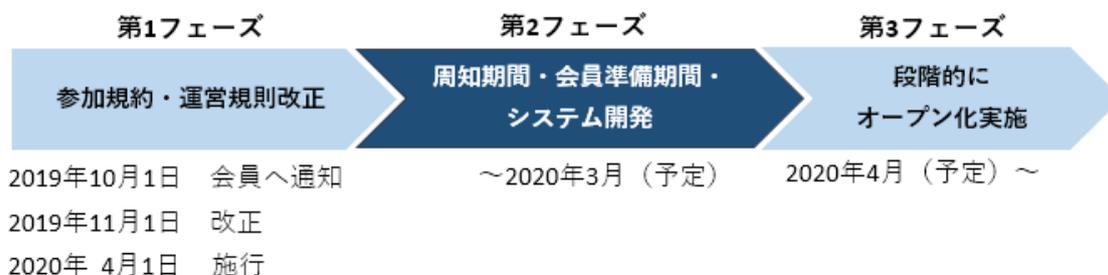
【メタデータの利用条件】

データ No	JaLC 参加規約 条項	利用条件（参加規約内容）	解説
① ② ③	第 8 条第 1 項	正会員が本システム（JaLC において正会員に対して提供されるサービスのために管理運営するシステム）上に登録した書誌データ等につき、JaLC は、あらゆる第三者に対し、その目的や営利性を問わず、自由に利用させることができる。	書誌データ等自体は、著作権法上著作物の要件とされている「思想又は感情」（同法 2 条 1 項 1 号）を表現したものではないため、一般的には著作権法上の保護対象とはならないと考えられています。そのため正会員等の利用許諾を得ることなく誰でも利用できます。
④	第 8 条第 2 項	JaLC は、正会員が本システム上に登録した抄録を、他の正会員、連携機関に、利用態様を問わず無償で自由に利用させることができる。正会員は、本システム上に抄録を登録するに際し、自らの責任と費用において事前に当該抄録の著作者、著作権者との間で必要な権利処理を行うものとする。	抄録の多くは、一般的には、著作権法 2 条 1 項 1 号が定める「著作物」に該当し、著作権法上の保護対象となるものと考えられています。そこで、JaLC 正会員および連携機関が利用することについては、登録した正会員を通じて予め得た利用許諾に基づき利用することができるものとし、これら以外の第三者が利用する場合には、抄録を登録する正会員の利用許諾を得る必要があるものとしています。
	第 8 条第 3 項	JaLC は、正会員が本システム上に登録した抄録を他の正会員又は連携以外の第三者に利用させる場合は、あらかじめ当該正会員の承諾を得るものとする。	

なお、上記以外の JaLC 参加規約の改正および運営規則については、JaLC ホームページ (https://japanlinkcenter.org/top/about/about_policy.html) に掲載されているジャパンリンクセンター参加規約およびジャパンリンクセンター運営規則をご確認ください。

4. オープン化の実施スケジュール

メタデータのオープン化は、以下のスケジュールで実施する予定です。



まず、第1フェーズではJaLC参加規約および運営規則の改正について議論を重ね、2019年8月にJaLC運営委員会にて参加規約および運営規則の改正が決定されました。

第2フェーズではJaLC会員への周知、会員によるオープン化への準備およびJaLCシステムの改修を行うための期間を2020年3月まで設ける予定です。

第3フェーズのオープン化の実施（オープン化を受けたメタデータの提供および登録情報の変更開始）時期については2020年4月を予定しておりますが、今後具体的なスケジュールが決定しましたら改めてJaLC正会員の皆さまにご案内いたします。

— 以 上 —